

## 平塚市図書館雑誌カバー広告制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「平塚市広告掲載要綱」の規定に基づき、平塚市図書館雑誌カバー広告制度（以下「雑誌カバー広告制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 雑誌カバー広告制度は、雑誌カバー及び中央図書館の施設の一部を広告媒体として、新たな財源を確保することを目的とする。

### (広告掲載場所)

第3条 広告を掲載するもの（以下「広告主」という。）は、中央図書館貸出室の雑誌コーナーにおいて最新号雑誌カバーの裏面（両面）及び雑誌架に広告を掲載できる。

### (広告掲載料)

第4条 広告主の広告掲載希望月数につき、次のとおりとする。

1 雑誌当たり 月額3,000円

### (提供希望雑誌)

第5条 掲載を希望する雑誌カバーは、中央図書館貸出室が所蔵する雑誌タイトルから選択する。これ以外の雑誌を希望する場合は、中央図書館と協議の上、決定する。

### (掲載の基準)

第6条 「平塚市広告掲載要綱」第2条に基づく業種等に該当するものは、雑誌カバー広告制度の対象としない。

- 2 広告の提供期間中に、「平塚市広告掲載要綱」第2条に基づく業種等に該当するに至った場合も同様とする。
- 3 企業、商店、団体等を対象とし、個人からの受付はしない。ただし、個人事業主は除く。

### (広告の内容)

第7条 雑誌カバーに掲載する広告の内容については、平塚市広告掲載要綱に定めるところによる。ただし、次に掲げる内容については掲載しない。

- 2 販売期間等の期日及び金額、価格等の表示

### (広告等の規格)

第8条 雑誌カバー及び雑誌架へ掲載する広告の規格については、別紙「平塚市図書館雑誌カバー広告制度 広告表示の仕様書」に定める。

- 2 広告主は同一名称を用いる。ただし、屋号の使用は認める。
- 3 広告主は、別紙仕様書を参考に広告を作成し、中央図書館に提供する。

### (広告等の掲示期間)

第9条 広告の掲載期間は、1箇月を単位とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

- 2 広告の掲載開始は、月の初日とし、掲載終了日は月の末日を原則とする。ただし、月

の初日が休館日にあたるときには、翌開館日を初日とする。

(雑誌の配架位置)

第10条 雑誌の配架位置は中央図書館が指定する。

(申込み方法)

第11条 雑誌カバー広告制度に申込みをしようとするものは、「平塚市中央図書館雑誌カバー広告制度申請書」(第1号様式)に必要な事項を記入し、中央図書館へ提出する。

(広告主及び広告内容の決定)

第12条 前条の申込みを受けた場合には、「平塚市広告掲載要綱」及び本要綱等をもって広告主及び広告内容を決定する。

2 同一雑誌について申込みが重複した場合は、抽選により決定する。

3 広告等の決定に疑義が生じた場合には、「平塚市広告掲載要綱」第9条に規定する平塚市広告審査委員会において審査し、可否を決定する。

(審査結果の通知)

第13条 広告主に決定した場合は、「平塚市図書館雑誌カバー広告制度 広告掲載審査結果通知書」(第2号様式)により通知する。

(雑誌の休刊等による変更)

第14条 広告掲載雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、中央図書館と広告主で協議の上、広告掲載雑誌を変更することができる。

(広告掲載の取消し)

第15条 「平塚市広告掲載要綱」第11条に該当する場合、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載に関する広告主の責務)

第16条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負い、広告掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、広告主の負担において解決する。

(雑誌の所有権)

第17条 この制度により広告を掲載した雑誌カバー及び雑誌の所有権は、平塚市に帰属する。

(広告掲載の取消し)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、又はその掲載を停止することができる。この場合において、これらによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がなかったとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がなかったとき。

(3) 広告主又は広告内容が不相当であると判断したとき。

(4) 天災、事変その他非常事態が生じたとき。

(5) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、平塚市図書館雑誌カバ

一 広告制度 広告掲載取消決定通知書（第3号様式）により、広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第19条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、広告主は、取り下げようとする日の1週間前までに、平塚市図書館雑誌カバー広告制度 広告掲載取下申出書（第4号様式）により市長に申し出なければならない。

（広告掲載料の返還）

第20条 納付済みの広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載の決定を取り消した日の属する月の翌月以降の納付済月額的全額とする。

3 第1項ただし書の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 広告掲載料の返還を受けようとするものは、平塚市図書館雑誌カバー広告制度 広告掲載料返還請求書（第5号様式）により市長に請求するものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めない事項又は疑義を生じた場合は、中央図書館と広告主にて協議する。

2 この要綱の施行に伴い、平塚市中央図書館雑誌スポンサー制度実施要項は廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

平塚市図書館雑誌カバー広告制度申込書

(提出先) 平塚市長  住所又は所在地 .....  フリガナ 法人名又は団体名 ..... フリガナ 代表者氏名 .....  代表電話番号 ..... ( ) ..... F A X ..... ( ) ..... 代表メールアドレス ..... (団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)	年 月 日
平塚市図書館雑誌カバー広告制度の広告掲載について、次のとおり申し込みます。	
法人その他の団体の概要 ※会社概要等の添付も可	
掲載希望期間	年 月から 年 月まで (計 箇月) ※年度をまたぐお申込みはできません。
希望雑誌タイトル数	_____ 誌 希望雑誌タイトル _____
連絡先	フリガナ 担当部署・担当者氏名
	電話番号 ( )
	担当者メールアドレス

- ※ 申込みにあたっては、平塚市広告掲載要綱、平塚市図書館雑誌カバー広告制度実施要綱その他平塚市の広告関連規程を遵守します。
- ※ 平塚市広告掲載要綱第2条第1号エからキで定める基準に該当しないことを確約します。
- ※ 平塚市税の滞納はありません。
- ※ 平塚市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

本市では、平成23年7月1日から平塚市暴力団排除条例を施行しており、第3条、第5条に基本理念、市民及び事業者の役割を規定しています。これに則り第7条の規定により暴力団を排除しようとする場合において、必要があると認めるときは、神奈川県警察本部長に意見を聴く場合があります。

平塚市図書館雑誌カバー広告制度 広告掲載審査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

平塚市長

印

次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します 変更依頼事項 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (変更原稿提出期限 年 月 日 )
	<input type="checkbox"/> 掲載しません 【理由】
掲載枠数 雑誌タイトル	誌 雑誌タイトル
掲載期間	年 月 日から 箇月
掲載料	円 (¥3,000円× 枠× 箇月) ※同封の納入通知書により、納期限までに指定の場所でお支払いください。

・「平塚市広告掲載要綱」「平塚市広告掲載基準」「平塚市図書館雑誌カバー広告実施要綱」を遵守すること。

平塚市広告掲載要綱第2条第1号エからキで定める基準に該当する場合には、平塚市は広告の掲載を取り消します。この場合、これにより生じた損害に対して市は責任を負いません。また、納付された広告掲載料は還付いたしません。なお、市に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

第3号様式（第18条関係）

平塚市図書館雑誌カバー広告掲載制度 広告掲載取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

平塚市長

印

次のとおり決定しましたので通知します。

取消区分	<input type="checkbox"/> 掲載料が未納 <input type="checkbox"/> 掲載原稿が未提出 <input type="checkbox"/> 掲載主又は掲載内容が不適當 <input type="checkbox"/> その他
	<b>【理由】</b>
取消年月日	年 月 日
掲載料	<input type="checkbox"/> 返還なし <input type="checkbox"/> 返還あり 円 (3,000円× 箇月)

※ 返還がある場合は、平塚市図書館雑誌カバー広告掲載料返還請求書（第5号様式）を提出してください。

平塚市図書館雑誌カバー広告制度 広告掲載取下申出書

	年 月 日
(提出先) 平塚市長	住所又は所在地.....  フリガナ 法人名又は団体名..... フリガナ 代表者氏名.....  代表電話番号.....( )..... F A X.....( )..... 代表メールアドレス..... (団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)
平塚市図書館雑誌カバー広告制度の広告掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。	
取 下 年 月 日	年 月 日
理 由	

※ 「取下年月日」の欄は、すでに広告の掲載をしている場合に記載してください。

平塚市図書館雑誌カバー広告制度 広告掲載料返還請求書

		年	月	日
<p>(提出先) 平塚市長</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地.....</p> <p style="text-align: center;">フリガナ 法人名又は団体名.....</p> <p style="text-align: center;">フリガナ 代表者氏名.....</p> <p style="text-align: center;">代表電話番号..... ( )</p> <p style="text-align: center;">F A X..... ( )</p> <p style="text-align: center;">代表メールアドレス.....</p> <p style="text-align: center;">(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">平塚市図書館雑誌カバー広告制度の広告掲載料について、次のとおり返還を請求します。</p>				
請 求 金 額	円			
返 還 請 求 期 間	年 月から 年 月まで (計 箇月)			
振 込 金 融 機 関	金融機関名	本支店名		
	預金種目	1 普通	2 当座	
	支店番号	口座番号		
	口座名義人 (カタカナ)			

※ 口座名義人は、請求者本人としてください。